

議発第3号

掛川市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を裏面のとおりに地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出する。

令和元年5月14日提出

提出者

掛川市議会議員

鈴木正治

藤原正光

嶺岡慎悟

鈴木久裕

松浦昌巳

寺田幸弘

勝川志保子

富田まゆみ

藤澤恭子

榛村航一

松本均

大石勇

小沼秀朗

窪野愛子

山本裕三

二村禮一

草賀章吉

山本行男

鷺山喜久

提案理由

掛川市議会議員の議員定数に鑑み、掛川市議会議会運営委員会の定数を改正するため、提出するものである。

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例

掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(議会運営委員会の設置) 第4条 議会に議会運営委員会を置く。 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>8人</u> とする。 3 (略)	(議会運営委員会の設置) 第4条 議会に議会運営委員会を置く。 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>7人</u> とする。 3 (略)

附 則

この条例は、令和元年5月14日から施行する。